

学長候補者の所信に関する取扱要項

(平成23年3月17日制定)

(目的)

- 第1 この要項は、国立大学法人小樽商科大学学長選考規程（以下「選考規程」という。）第10条の2の規定に基づき、学長候補者（以下「候補者」という。）の所信に関する取扱いについて定めるものとする。

(所信の作成及び公表)

- 第2 候補者は、小樽商科大学学長選考会議（以下「選考会議」という。）の要請により、所定の様式に基づき、自ら所信の原稿を作成し、選考会議に提出するものとする。
- 2 選考会議は、候補者から提出された所信の原稿について、重大な誤りがない限り、掲載内容は訂正しないものとする。
- 3 選考会議は、候補者から提出された所信を五十音順に取りまとめ、表紙を付して印刷の上、投票有資格者へ配布するものとする。

(所信の様式等)

- 第3 所信の作成に当たっては、次の様式によるものとする。
- 一 記載内容 氏名、略歴、本学の現状認識、本学の将来ビジョン（教育、研究、社会貢献、大学運営についての言及があることが望ましい）について候補者が自由に記載するものとする。
- 二 様式及び枚数 A4版横書きとし、候補者1人につき2ページ以内とする。

附 則

学長候補者の広報に関する取扱要項（平成17年10月12日制定）は廃止する。

附 則

この要項は、平成30年9月25日から施行する。